明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（八九）　一
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（九〇）　二
○裁判官の配偶者同行休業に関する法律（九一）　三
○交通政策基本法（九二）　三

〔政　令〕
○交通政策審議会令の一部を改正する政令（三二七）　一〇
○原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（三二八）　一〇
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令（三二九）　一〇
○中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令（三三〇）　一一
○安全保障会議設置法施行令を廃止する政令（三三一）　一一

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三七五～三七八、三八一、三八二）　一二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三七九）　一四
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三八〇）　一五

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十五年度第二・四半期予算使用の状況（内閣）　一五
平成二十五年度第二・四半期国庫の状況（同）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、厚生年金基金変更・解散・清算人就任、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一八
会社その他
会社決算公告　一八

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（法律第八九号）（内閣官房）

1

(一) 安全保障会議設置法の改正（第一条関係）

題名を国家安全保障会議設置法とすることとした。

(二) 安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とすることとした。

(三) 会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要に応じ意見を述べるものとし、このうち、この法律による改正前の安全保障会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならないものとされていた事項（以下「安全保障会議の必須諮問事項」という。）については、引き続きこれまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとすることとした。

(四) 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、安全保障会議の必須諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣により審議するものとし、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によって事案について審議を行うことができるものとすることとし、これらの審議に際しては、議長の判断で他の国務大臣を、議案を限って、臨時に会議に参加させることができるものとすることとし、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣がその職務を代行することができるものとすることとした。

(五) 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、資料又は情報であって、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとし、このほか議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととした。

(六) 議長及び議員並びにそれらの経験者のほか、副大臣として職務を代行した者、関係者として会議に出席した者並びに事態対処専門委員会の委員長及びその経験者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないものとすることとした。

(七) 内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができるものとすることとした。

(八) 会議に幹事を置き、幹事は内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することとし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとすることとした。

(九) 会議の事務は、国家安全保障局において処理するものとすることとした。

2

内閣法の改正（第二条関係）

(一) 内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとすることとした。

(二) 内閣官房に少なくとも一名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとすることとした。